

平成25年1月28日

平成23年(行ウ)17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告準備書面(26)

(経済的合理性の判断基準について)

原告ら訴訟代理人弁護士

同

籠橋 隆明

同

鍋口 崇

同

喜多 自然

同

栗山 知

同

斎藤 祐介

同

白川 秀之

同

長谷川鉱治

同

原田 彰好

同

日高洋一郎

同

堀 雅博

同

間宮 静香

同

御子柴 慎

同

横江 崇

同

松本 撒意

同

吉浦 勝正

同

宮本 増

原告ら訴訟復代理人弁護士

同

同

第1 経済的合理性の判断基準について

- 1 被告らは、地方公共団体の予算執行権には一定程度の裁量が認められるべきとして、本件海浜開発事業の予算執行等については、裁量権の逸脱や濫用がなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反しないと主張する。
- 2 このような主張の背景には、事業決定の直接の根拠となる法令において抽象

的な文言が用いられていることから、行政庁には広範な裁量が認められることになり、行政庁の専門的技術的判断が尊重されるから、判断過程に不十分な点があったとしても一応の根拠さえあれば、経済的合理性を欠くことにはならないとの考えがあるものと思われる。

3 この点、行政庁に広範な裁量が認められる場合であっても、①重要な事実についての誤認がある場合、②事実の評価が合理性を欠く場合、③判断過程において考慮すべき事情を考慮していない場合、④過剰評価や過小評価のある場合等においては、裁量の逸脱濫用として違法になるとの判断が判例上、確立してきたところである。

4 本件においても、上記①ないし④の具体的な事情が存在することは、原告準備書面（22）及び（23）等において詳述するとおりであるが、無駄な公共事業に対する公金支出差止訴訟である本件においては、それに加えて、近年の公共事業に対する立法・行政の動向をも踏まえて、厳格にその違法審査がなされる必要があり、もともと広範な裁量は認められないと解すべきである。

5 すなわち、無駄な公共事業による環境破壊と財政の悪化に対する反省から、公共事業に関しては、その適正な事業執行を確保すべく、立法や行政による基本計画・指針等による評価基準の定式化がなされるに至っている。

そのため、本件のような公共事業に対する公金支出については行政庁に広範な裁量は認められず、その違法性を審査するにあたっては、①行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）・同施工令（平成13年政令第323号）に基づく「内閣府本府政策評価基本計画」（2011年4月1日総理大臣決定）・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（2003年国土交通省）に定める政策評価の基準である、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性、関係部局との連携、他の評価スキームとの連携、政策評価の政策への反映等を違法性を判断する上の基準として斟酌すべきである。

6 また、経済的合理性に係る政策評価においては、費用対便益比が最も有益な指針となるところ、被告らによって過剰な需要予測がなされていることは、原告準備書面（22）及び（23）等において詳述したところであり、これに対しても、被告らがこれらについて合理的根拠を示すことがなく一応の根拠を示すにとどまるのであれば、「批判を踏まえての相当程度に手堅い検証」を求めた前訴控訴審判決にも照らして、被告らの裁量を逸脱するものとして違法とされなければならない（五十嵐意見書・甲B85）。

以上